

令和7年法改正の概要（電気通信番号制度関連）

- 「IP 網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」最終答申（令和6年11月11日）等を踏まえた電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）により、電気通信番号制度の見直しを実施。
- ①は施行済み、②及び③は省令、ガイドライン等を整備した上で、公布の日から1年以内（令和8年5月27日まで）に施行予定。

① 欠格事由の追加

施行日：公布の日（令和7年5月28日）

➤ 電気通信番号使用計画の認定の欠格事由に次の事由を追加

- **特殊詐欺として主に検挙されている刑法犯**（詐欺、電子計算機使用詐欺等の刑から2年を経過しない者）
- 認定の取消しを受けて2年を経過しない者

（参考）現行の欠格事由（電気通信事業法第50条の3）

- 電気通信事業法等による刑から2年を経過しない者
- 第14条の登録の取消しから2年を経過しない者
- 役員が上記に該当した場合

② 認定基準の追加

施行日：公布の日から1年以内（令和8年5月27日まで）

➤ 犯罪捜査から免れるため短期間で休業状態になるような者や特殊詐欺に関する窃盗（受け子等）の罪を犯した者を排除するため、電気通信番号使用計画の認定における申請者の基準として次の要件を追加

- **役務の継続的な実施が見込まれること**
- **その提供する役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高くないこと**

③ 事業者への義務付け

施行日：公布の日から1年以内（令和8年5月27日まで）

➤ 一般的に、特殊詐欺に使用される電気通信番号が卸電気通信役務の提供を受ける事業者から供給されているという実態を踏まえ、**事業者が他の事業者に卸電気通信役務を提供する場合に次の取組を行うことを義務付け**

- 卸先電気通信事業者に対して**電気通信番号使用計画の認定を受けているか確認すること**
- 一定以上の番号数を提供する場合には、**卸先電気通信事業者の役務継続性の見込みを確認すること**